

苫小牧市高齢者保健福祉計画・
第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画策定業務

委託業務仕様書

令和7年5月

苫小牧市

1 業務名

苫小牧市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、令和9年4月から令和12年3月までを計画期間とする苫小牧市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画について、実態把握のためのアンケート調査等の実施・分析及び第9期介護保険事業計画の実施状況の分析を行うとともに、国・北海道の指針等を踏まえた上で、苫小牧市独自の計画策定を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和7年9月12日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

委託業務は、令和7年度及び令和8年度において次のとおり実施することとし、業務期間ごとにそれぞれ業務報告及び成果物の提出を行うこと。

(1) 令和7年度の委託業務（業務期間 令和7年9月12日から令和8年3月31日まで）

ア 介護保険事業等運営委員会の運営支援、出席、意見の取りまとめ、開催に伴う資料作成及び助言

イ 調査業務

(ア) 介護サービス利用アンケートの調査票作成・印刷、アンケートの集計・データ入力、調査結果の分析・課題抽出等及び調査結果報告資料の作成

(イ) 在宅介護実態調査（または在宅生活改善調査）の調査票作成・印刷、アンケートの集計・データ入力（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データの作成を含む）、調査結果の分析・課題抽出等及び調査結果報告資料の作成

(ウ) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査票作成・印刷、アンケートの集計・データ入力（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データの作成を含む）、調査結果の分析・課題抽出等及び調査結果報告資料の作成

(エ) 介護人材実態調査及び介護サービス意向アンケートの調査票作成・印刷、アンケートの集計・データ入力、調査結果の分析・課題抽出等及び調査結果報告資料の作成

(オ) 介護保険法等の関係法令の改正情報や国・北海道が示す指針等の動向把握・分析及び情報提供

(カ) 認知症施策その他計画における施策に必要な調査

(2) 令和8年度の委託業務（業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

ア 介護保険事業等運営委員会の運営支援及び意見提出手続（パブリックコメント）の実施支援、介護保険事業等運営委員会への出席、意見の取りまとめ、開催に伴う資料作成及び助言

イ 調査業務

- (ア) 令和7年度に実施した各種調査結果等を用いたサービス利用実績、総人口・高齢者人口・要介護認定者数・認知症高齢者数等の基礎資料及び関連データの整理・分析
- (イ) 介護保険法等の関係法令の改正情報や国・北海道が示す指針等の動向把握・分析及び情報提供
- (ウ) 苫小牧市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の点検・評価及び次期計画における認知症基本法・認知症施策推進基本計画を踏まえた施策展開に向けた課題整理等
- (エ) 認知症施策推進計画に必要な基礎資料の情報収集、作成についての提案又は支援
- (オ) 介護サービス見込量及び介護保険料の推計（地域包括ケア「見える化」システムへの登録データの作成を含む）
- (カ) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険努力支援交付金の評価指標に対応した調査結果及び関連データの分析・推計

ウ 計画素案・最終案の取りまとめ及び作成
計画の編集・レイアウト・デザイン・図等を含む印刷用版下作成（イラストや図等を用いて市民にとってわかりやすいものとする）

5 計画の内容等

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画は、以下の内容を盛り込み作成すること。なお、関係法令の改正や国・北海道の動向を踏まえ、計画の内容は変更となることがある。

(1) 高齢者保健福祉計画

- ア 計画策定の目的と背景
- イ 地域福祉をめぐる現状と課題
- ウ 計画の基本課題
- エ 計画の基本理念と施策目標
- オ 推進する施策

(2) 介護保険事業計画

- ア 計画策定の目的と背景
- イ 高齢者をめぐる現状
- ウ 高齢者保健福祉事業・介護保険事業の実施状況
- エ 計画の基本課題
- オ 計画の基本理念と施策目標
- カ 推進する施策
- キ 介護サービス量、介護給付費等の推計
- ク 介護保険料の推計

(3) 認知症施策推進計画

- ア 計画策定の目的と背景
- イ 地域福祉をめぐる現状と課題
- ウ 計画の基本課題
- エ 計画の基本理念と施策目標
- オ 推進する施策

6 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとする。なお、各年度及び業務ごとに定める提案上限額を上回らないこと。

年 度	業務項目	提案上限額（税抜き）
令和7年度	仕様書4（1）イ（ウ）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関する業務	2,600,000円
	上記以外の業務	2,300,000円
令和8年度		3,400,000円
合 計		8,300,000円

7 協議・報告

委託業務を適切かつ円滑に遂行するため、各種アンケート調査の実施や前期計画の評価、次期計画の基本目標や方向性等の検討において疑義が生じたときは、市と十分な協議を行うものとする。また、委託業務において不測の事態が発生したときは、必要に応じて市へ報告を行い、その指示を受けるものとする。

8 業務管理体制

委託業務の遂行に当たり、計画策定業務に関して経験及び知識を有する担当者を配置するほか、市との連絡調整のための担当者を配置するなどの業務管理責任体制を明確化し、業務開始前に市に体制図を提出すること。また、円滑な業務に努め、業務に遅延が生じないよう進行状況を適宜把握・管理すること。

9 成果物の納品

委託業務の成果物は、各業務期間の末日までに次のとおり提出すること。なお、電子データは特に指定がない場合、PDF形式とすること。また、PDFファイルは、文字情報を含むテキストデータとして作成し、音声読み上げソフト等で内容が読み上げ可能な形式とすること。

(1) 令和7年度の委託業務（業務期間 令和7年9月12日から令和8年3月31日まで）

- ア 成果物
 - (ア) 業務報告書

(イ) 仕様書4 (1) イ (ア) から (カ) までの業務に係る調査結果報告資料

イ 提出方法

電子データで提出すること。なお、(イ) の調査結果報告資料については、入力データ、集計データ及び報告資料をエクセル又はワード形式で提出すること。

(2) 令和8年度の委託業務（業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

ア 成果物

(ア) 業務報告書

(イ) 計画書 本編

(ウ) 計画書 概要版

イ 提出方法

電子データで提出すること。なお、(イ) の計画書本編については、PDF及びワード形式でそれぞれ提出すること。

10 作業に関する留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、委託業務に関し知り得た個人情報及び機密情報を第三者に漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 再委託の禁止

受託業者は、この仕様書で示す業務を第三者に委託してはならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上で定めるものとする。